

高浜原発4号、再度の蒸気発生器細管損傷事故に対する抗議声明

「異物」探し放棄、運転強行が引き起こした4回連続の細管損傷事故

高浜3号も12月下旬の運転再開を中止し、原因究明をやり直せ

細管損傷の原因が解明されるまでは、美浜3号の再稼働は許されない

関西電力は11月20日、定期検査中(10月7日~)の高浜原発4号で、蒸気発生器(SG)細管に外面からの減肉損傷がみられると発表した。損傷は3台のSGのうち、A-SGの1本、C-SGの3本の細管で、第3管支持板の下辺りで起こっている。関電から福井県への連絡によると、損傷は長さ7~9mm、深さ25~36%で、「異物」によって生じた可能性が高いとされている(11月21日福井新聞、毎日新聞)。即ち、これまでと同様の損傷事故だ。

今回の事故は、一昨年9月の高浜3号、昨年10月の高浜4号、今年2月の高浜3号に続き4度目だ。定検に入る度に損傷が見つかる。私たちは、損傷が見つかるたびに、「異物」を特定した上で原因究明を求めてきた。滋賀県や京都府も原因究明を厳しく求めてきた。しかし、関電は「異物」特定を放棄し、外部から混入したと決めつけ、靴カバーを着ける等の「原因と対策」を出すだけで幕引きをはかってきた。そして規制委はそれをそのまま了承してきた。その結果またしても事故を起こしたのだ。規制委の責任は極めて重大だ。

細管の傷が貫通すれば、約320・約157気圧の1次系の水が2次系へ噴出することにより原子炉容器の核燃料が露出し、炉心溶融する危険がある。関電と規制委の責任は重大である。私たちは、関電と規制委の安全無視の姿勢に改めて断固抗議する。

高浜3・4号両基とも、「異物」とそれらの発生源・混入経路を全て特定した上で、損傷原因が完全に解明されない限り、運転再開は許されない。

また、「異物」管理ルールには原発サイト毎に差異はないと関電自身が認めている。従って、4回連続のSG細管損傷の原因が徹底究明されるまで、美浜3号の再稼働は許されない。

関電の原発は11月3日以降全て止まっている。全ての原発の運転を再開してはならない。

2020年11月24日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 脱原発はりまアクション/
原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会)

この件の連絡先：グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町22-75-103 TEL:075-701-7223

美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580